

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第34回平成22年6月23日開催 午後6時30分から午後9時07分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、折戸委員

欠席者: 樋口委員、久保委員、野澤委員

傍聴者1名

1 本日の進め方について

(1) 条例骨子案の全体調整について

(2) 区分H: 条例の見直し等、区分I: 国や他自治体との関係、区分J: その他について
(三者案の説明及び骨子案の検討)

2 議題

座長

・今日は、既に配られているような骨子案の原文が出ているので、これを中心にやるが、最初に、土日2日間の討議会は、本当にたくさん役割を担っておられたと思う。御苦労さま。

新たな発見があった。区民討議会のような、いわば「選ばれたから行ってみようか」という人々が、半分冷やかしかとかというような感じでくるかなと思っていたが、ほとんどそういう感じの人はいなかったなというのが1つと、場なれしていないのではないかと思ったが、皆さんとまじって討議するという姿勢、大変感心した。

サイレントマジョリティよい、そういう方たちの意見も聞こうとかと言ってきたが、誤解していた。サイレントとは、決してノーオピニオンではないのだと。オピニオンは立派に持っているが、たまたまチャンスがないということだったと。そういう意味で、私たちが使ってきた市民参加の主体としての市民というものの考え方、関心があって、意欲があって、できれば時間もあって、そういう方たちが中心になって参加型の社会をつくっていくのだと、こういうふう考えていたが、間違いでした。

→我々は2年ぐらいかけて大変な時間を費やしてきたわけ。ところが、あの方たちはある程度の答えを出してきた。やはり情報提供者がよかったのだという形で、我々はまとめた。(区民委員)

→何の所属も、町会、PTAでもなく、いわゆる市民という立場で来ているから、思い切って自由な発言が、私たちよりもずっとしやすい。だから、本当にそういうふうな感想を持った。(議会委員)

座長

・長い時間かけてきたものをさっと受けとめて議論してくれた。それは逆に言えば、長い時間かけて、彼らの感覚と全然違う言葉遣いで、ここで議論してきたわけではないのだということの、あらわれだと思う。

事務局

・事務局から、区民検討会議開催の実績について報告します。57名の方の御参加をいただき、事前に出られないという御連絡があった方が2名。当日の欠席が1名ということで、60名の参加決定者に対しまして、57名参加いただきました。男女別で、男性26名、女性31名。年代別で、10代、20代、合わせまして9名、30代が9名、40代が8名、50代が8名、60代が13名、70代が9名、80代が1名の方です。

地区別ですと、四谷地区が9名、筆筈地区が9名、榎地区が7名、若松地区が2名、大久保地区が6名、戸塚地区が5名、落合第一地区が6名、落合第二地区が7名、柏木地区が4名、角筈地区が2名。また、両日の傍聴者の数、19日土曜日11名、20日日曜日4名の方の傍聴者。

あわせて、区民アンケートのほうの実績についてですが、現在、アンケート回収件数は722件、戻り分が50件。現在の回答率で28.88%、戻り分50を控除した場合については29.47%です。

座長

・では、最初に、この骨子案原文についての固めということ。資料1と2の間で、1の網かけ部分が2で提案されているということで、この提案をお願いします。

事務局

資料1で、「自治基本条例として定めていく内容について」の下段になります。まず「目的について」の「区長等」というところを網かけさせていただいている。こちらにつきましては、資料2のほうの修正案文のほうの2ページ目の「用語の定義」のところに、新たに という表記をさせていただいて、「区長等」ということで、「区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員、並びにそれらの職員をいう。」で、文言の整理と記載されている位置を、「用語の定義」に移動させていただきました。

資料1の次のページを開いていただいて、左側上段部分になります。「行政の役割と責務」のところになります。「行政（執行機関）」ということで記載があるものについては、 、 、 いずれも、一応「区」という表記の仕方では作成させていただきました。

「行政（区）」という表記が、 から 、さらに「情報公開・個人情報保護」の 、 の表記になっておりますが、こちらのほうも、修正案文としては「区」という形で統一させていただきました。

「行政運営」の のところに戻っていただいて、「〇〇条の規定による」という表記の仕方を、資料2をごらんいただきたいのですが、「行政の役割と責務」の後ろに、括弧書きで「（前記「行政の役割と責務」に記述した ～ ））」という表記にさせていただきました。

一応、事務局で修正させていただいた箇所は以上のとおりです。

→文章法制的な視点からちょっと気になるところはあるが、従来、ここで使われてきた「行政」という言葉自体が、ある意味でいうと司法・立法・行政と言われるように、ある種の作用について使われているものであって、例えば立法であれば議会、司法であれば裁判所というように、ここだけ「行政」といった作用の言葉を使うのは、非常に誤解を招きやすいのではないかと思っている。

この条例の中で「区は」と言ったときに、いわゆる執行機関、あるいは行政の作用みたいなものを含めたものをするとところを「区は」と言ったほうが、区民の方にはわかりやすいのかなと。「議会」、「区民」、「区」というほうが図式としてわかりやすいのかなと思いつつも、若干、文章法制的にはそういったところが気になっている。

そういうくくりで、端的な例でちょっと言わせてもらいますと、「行政の役割と責務」の最初の最初で、この資料1の右上だが、例えば「行政は、区民に身近な基礎自治体として」という言葉があるけれども、「身近な基礎自治体」というと、本来であれば、それは議会も含めた基礎自治体。こういう表現を使ってしまいますと、「行政は、区民に身近な基礎自治体として」と言ってしまうと、行政イコール基礎自治体みたいな誤解を受ける表現なのかなと思う。（行政委員）

座長

・私が提案しようと思っているのは、「行政の役割と責務」、それから「行政運営」に出てくるこの「行政（執行機関）」というのは、例えば「区の行政機関は」というような言い方に全部そろえるとか、その場合に、「区の行政機関は」とやると、「基礎自治体として」が邪魔になる。この1点だけ。

そうすれば、「区に区の代表として区長を置く」という最初の「区」というのと、「区は、区民に身近な」とか「区は、公共サービスの提案にあたり」という「区」は、明らかに違くと、できれば「区」という概念には、先ほどおっしゃったのにプラスして、区域が確定され、住民がいて、統治の公権力を持っているという、要するに国家の3要素みたいな説明があるよね。「区」は住民も含んでいるのだというのが、オーソドックスにはそれでいくべきだろうとは思っている。

→ここの「行政の役割と責務」は、やはりこの前の3の「区民」と、それから4の「議会」と、それに対する「行政」ということで3つ並べているわけだから、そこで言い回しが定まらず「行政」、「執行機関」とかという言い方をしているけれども、「区」というふうにしてしまうと、違和感があるので、座長が言われたような形にするのが、今はよいのかなという気はする。（議会委員）

座長

・「区の行政機関」とそろえるということだが、難点はさっき指摘した「基礎自治体」という用語と、「総合的な計画を定めるものとする」、これは行政計画だけですかということになるので、それでよいかどうか。最近では、地方自治法第96条第2項で基本計画を議会が定めるという、議会の議決権に入れるというような動きも出ている。そこを配慮しなければいけないかなというようなことを思った、あとは「区の行政機関は」で通せることは通せそうだなとは思ったのだが。

番目は、「区の行政機関は、公共サービスの提供にあたり、基本構想に基づきその実現のため総合的な計画を定めるものとする」。まあ、これでもよい。基本構想に議会の意思が入っているということなので、それに基づいてということだから、そんなに違和感はないかもしれない。

番目は、「区の行政機関は、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めなければならない」と、それぞれ落ちつくかなと。

確かにここで用語の概念みたいなものの統一を図っておいたほうがよいというのはある。

→おっしゃるとおりでよいのかなと思うが、「区民に身近な機関」というのは余り言葉としては使わないのかなとすると、「地方政府として」とか、もしくは「区の行政機関は、区民ニーズの的確な」とそのまま続けてしまうか、取ってしまうという手もあるのかなという気がする。（行政委員）

座長

・なるほど。うん、何か前の説明だものね、「区民に身近な」というのは。

→では、取ってしまったほうがよいかもしれない。

あわせて、上の「 」のところだが、そうすると、ここは「区の行政機関の役割と責務」になるのかなと思うし、その２つ下の「行政運営」のところは、ここは「区政運営」のほうが正しいのかなともちょっと思ったが。（行政委員）

座長

・問題はなさそうだね。「区政運営」という場合は、当然、議会とのやりとの中でというニュアンスが含まれるので、一方的に行政だけではない。だけど、「区政運営」でも、そんなにここは問題なさそうな気がする。

→区民検討会議では、このところを全部、自分たちは「行政」という形で統一した。これは後の用語定義の中で変わるだろうから、だからあえて紛らわしい形をとらずして、「行政」という形で全部統一したと。（区民委員）

→例えば、言葉が重なってしまうが、「行政機関」は区のほかに都だとかがあるとすれば、「区の行政機関は、区民に身近な行政機関として」という言葉を重ねるというのはありか。（行政委員）

座長

・それを言うんだったら、「最も」を入れたほうがよいのではないの。「最も身近な」と。

・ちょっと重なっていてという印象はあるが、文章としては正確でよいと思うね。「区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め」か。文学的なセンスとかと言われると、ちょっと困ることは困るが。

・もう一つ、僕がちょっと引っかかっているのは「住民投票」のところで、この 番ですけれども、これはこれでよいかな。「区は、住民投票の結果を尊重しなければならない」の「区」は、「区の行政機関」と「区の議会」ですよ、多分。だから、もしあれだったら正確に「区長及び議会は」というふうにするか。これはどうかね。尊重義務は、多分、双方が負うというふうに思うので。

→今、御指摘されたところは、「区長及び議会」だと思うので、「区長及び議会」でよいと思うが、その下の例えば「地方自治」のところも、「区は」というのが３カ所出てくる。それを一つ一つ言いかえていくのか、それとも最初に「区」という定義を、それは区長と議会を言っているんだというふうにするのか、その辺をちょっと決めたほうがよいのかなと思った。（議会委員）

座長

・「情報公開・個人情報保護」のところに出てくる「区」は、当然、行政機関も議会も含んでいると理解してよい、これまでの経過からいうと。そうすると、ここで言っている「区」というのは、「区政」に近いようなニュアンスで使われていると。

議会委員の意見では、前の表記で言うと、この「行政運営」、「区の行政機関の運営」の 番のところまでは、「区の行政機関は」という整理でよい。その下の「区」ですね。「情報公開・個人情報保護」のところは、私もこれは「行政機関」だけではまずい。区議会も、やはり情報公開なり、あるいは個人情報保護の立法的な措置をとらなければいかぬだろうというようなことはあるので、この区は区政に近いものとして、「区長、区の行政機関及び議会」または「区長及び議会」でもよいかなという気はしているね、代表者だから。

ただ、この「区」と書いてあるのを、全部「区長及び議会」に書き直していくと、「地域自治」のところは表現が難しくなってしまうね。そういう意味では、ちょっと「区」で妥協しようかなという、

それでよいかね。ということであれば、「住民投票」のところを、わざわざ「区長及び議会」というふうに起こさなくてもよいと。用語としては統一されているということになる。

→ 尊重するのは区長と議会だけではなく、投票した住民、区民ももちろん尊重しなければならないのではないかとということで、ここは「区」で問題ないのではないかと思うが。（区民委員）

座長

・それなら決着つきと。そうすると、「情報公開・個人情報保護」からは「区」でいくと。大丈夫だね。一般的には住民投票の結果が、その投票した市民、あるいはその住んでいる人たちについて何らかの規範的な力を持ち得るかということ、そうではなくて執政者というか、立法者と執政者に影響を与えようとは思っているよ。ただ、あっちで「区長及び議会」と書いて、こっちで「区」だけというのがいかにもわかりにくいという意味で、この「住民投票」のところも「区」ということで表現することに賛成する。

→ 「区に区の代表として区長を置く」、そうすると、「議会の設置」の「区に区民の代表機関として」と、それから「議会の責務」の中で、「議会は、区民を代表する機関として」とあるが、「区民」の定義からすると、働く人、学ぶ人ということも入るのだけれども、これはどういうあれだったか、「区民の代表機関として」というのは。（議会委員）

座長

・それは、むしろ議会の側の御意見だったと思うけれども、株式会社の代表権とか、そういうことをかたく考えずに、みんなに支持されてというようなニュアンスで、選挙権のない人も代表すると言おうよという。それに対して、この「区の代表として」の「区」は、まさしく地方公共、基礎自治体としての団体を代表するという意味なので、これは明らかに法律上の公法人たる地方公共団体の代表権ということになるね。ちょっと引っかけますが、その「代表」の文言。

→ 区長はよい。区長は当然、「区に区の代表」だから。議会について。区民の代表かというところ。（議会委員）

座長

・「区民の意見を代表する機関として」とか、また「意思」と言ってしまうと、何となくまた別のニュアンスがあるので…。それでも、「議会の責務」のところで「区民の意思」と使っているね。

ただ、この場合には、「的確に区政に反映されるよう」と言っているだけで、ただ、議会はどっちにせよ区民の共同意思を代表するというふうになっていて、やはり意思の表示権がある人となない人というようなことが議論になってしまうと、「意思」というふうには第1項では使わないほうがよいかもしれないね。

→ 法理論的に厳格にするとしたら、最初から返って検討し直さなければだめだというふうになるよね。例えば、「区民は、公共サービスを受ける権利を有する」という、これは一般的にそのとおりだというふうになるが、しかし、限定される場合だって当然あり得るわけ。そもそも区長の場合は、区の、自治体の代表機関ということで、これは決まっているわけだが、議会の場合は必ずしもそういう規定がないという。議会には代表機関という言葉を使っているわけであって、これはそのとおり考えれば、わかりやすい話だと。ここをまた厳密にいじくるということになると、文章そのものがもう成り立たなくなってしまう。（議会委員）

→ 読み取れるものは多くあるが、一応意見は、確かに私のところの言っている意見も間違いではないものだから、ここはしっかりと発表しておかないといけないと思う。大きく見れば、もっと大きな気持ちで恐らくは見なくてはいけないかもしれないが、やはりここは区民の代表ではないのだと。そうしたら、「区に議会を置く」というぐらいでどうだというような感じでもないのではないのだが、ちょっと考えさせていただく。（議会委員）

座長

・一応、このままで骨子案という形で載せるということにしておく。

「市民主権」というのがあって、「市民主権」という割には、すぐ「区民が」と出ているのは、読んでみると、「あれ、誤植だな」と思うような感じがあるが、これは「区民討議会」のときにも女性から、たしかあったよね。

副座長（議会）

・その件については、区民討議会、それからアンケートとかいろいろなところで、もう一回、区民

の皆さんの意見を組み入れて議論するという時期があると思う。だから、ここで動かす必要はないのではないか。

座長

・結論はそこまで持っていくと。

→先ほどの「行政の役割と責務」の「行政運営」改め「区政運営」というふうな形になったと思うが、そのこのところは「区政運営」となっていて、この部分は「行政運営に適切に反映する」という、この言葉がどういうふうになるのかなということ、お聞きしたいが。（区民委員）

座長

・第2項は「区政運営」になっているね、既に。これは使い分けた経過はあるか。——ないね。そろえてもよいということだね。

では、そこは「行政運営」を、第2項、それとタイトルにそろえて「区政運営」ということにする。→「情報公開・個人情報保護」のところだが、ここの「区」を三者と定義づけると、すぐ「区民の行政情報を知る権利を保障するとともに」、「区民と共有する」で、三者はということになるとおかしいかと、も三者で「保護し、適切に管理する」のかなというところがあるので、その「区」の使い方を、先ほどの「区の代表として区長を置く」という形にして、「区」が三者ということではなくて、行政機関なり議会なり区民、行政機関と議会の場合は「行政機関及び議会は」というふうに書いたほうがよいのかなという気がする、これは「行政機関及び議会は」等にして、「区」という書き方は「区の代表として区長を置く」という使い方がよいのかなという気がした。（行政委員）

座長

・7番「地域自治」。その趣旨に沿っていえば、ここの7「地域自治」のところでは、1番の「区は」を変える必要があるね。これは、「区の行政機関及び議会」とするか、「区長及び議会」でも通じるような気はするが、これもまた使い分けちゃうと、種類がいろいろになってしまうので……。

一応、5のところから7番までの「区」というのは、大体、大丈夫かな。

5のタイトルを「行政の役割と責務」とするかどうかというのはあるが、「区長の設置と役割」。

「区に区の代表として区長を置く」。「区長は、区民の信託」、ここは変わっていない。

次に、これは「区の行政機関の役割と責務」。「区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め」、以下同じ。1番も「区の行政機関は、公共サービスの提供にあたり」、2番「区の行政機関は、持続可能で」云々ということ、いくと。

「職員の責務」については、出てきていないと。

続いて、「行政運営」は「区政運営」とすると。「区の行政機関は、行政の役割と責務」というふうに、以下同じ。3番、4番、5番、6番、すべて「区の行政機関は」という主語にすると。その中で、第3項の「行政評価を実施し公表するとともに、区政運営に適切に反映する」と。

次の項目、「情報公開・個人情報保護」は、「区の行政機関及び議会は、区民の行政情報を知る権利を保障するとともに」云々。1番は、「区の行政機関及び議会は、区が保有する」——この場合の「区が保有する」はこれでよいのかな——一応、「区が保有する個人情報保護し、適切に管理するものとする」。この2回目に出てくる「区」を三者と考えると、住民相互間にあるプライバシー情報も区が管理するということになりかねないね。そこをどうするかというのは、ちょっとあるね。

6番「住民投票」は、これは区民も同様に尊重するという趣旨を込めて、このまま区でいくということに。

7番「地域自治」、これは第4項の「区」を変えると。「区の行政機関及び議会は」にすると。

今まで出たのはこういうことだったと思うが、よいかね。

これはどうか、議会が個人情報を保有するということは、やはりあり得るか。

→直接関係はない。ただ、個人情報保護条例を議会で決めるから、そういう点でのかかわりはあるということで、表現としては間違っていないと思う。（議会委員）

→個人情報保護条例では、教育委員会、議会、選管、監査、それから区の執行機関、全部含めて「実施機関」という呼び方はしている。だから、対象としてすべてを含めて「実施機関」という言い方を、条例上はしている。（行政委員）

座長

・除外はできないわけね。そうすると、急に「実施機関」と書くと、また定義のところに書かなけ

ればいけないからね。「区の機関が」と言った場合にも、やはり厄介か。思い切って「区政は」と言ってもよいのでしょう。ただし、その場合の「区政」というのは、名詞形で使うときにどういうのはあるが、これは「区政が」という主語になり得るのかということありそうだが……。

前例というか、精神にのっとると、わからないときには書き上げるのだという趣旨でいえば、「区は、区の行政機関及び議会が保有する」と書くということになるね、くどいが。

この2項の「区」は、飛ばしたが、これは三者ではなくてもよいでしょう。2項は、「区の行政機関及び議会は」という主語でよいでしょう。だとすれば、「その」とすればよい。「その保有する個人情報を保護し」とすれば、かぶるということになりそうだと。

→「区」というのがあるが、理解に苦しむところがあって、区の行政機関と、それから議会が保有するんでしょうけれども、例えばNPOとか、そういうものが個人情報を、要するにお年寄りの見守りなんかの名簿を持っていたりとか、そういうときは区民として保護するようなところが出てくるのではないかという心配がまたある。(区民委員)

座長

・御指摘のとおり、あるね。区の機関、議会なりなんなりが規制するということになるのか、今のというと、個人情報保護法という一般法で規律されているということになるのかというのはあるが、だからといって区の役割から外してよいかというと、そうはいかないなと。

→区の情報を、NPO等に業務委託したりするが、そこにはちゃんと契約であるし、それから民生委員が、やはり地域のお年寄りの名簿というのを持っていて、一応、区民という範疇にも入るし、NPOも委託されているから、委託されたということでもって、でも、区民だよな。(区民委員)

座長

・どちらかというと、別立てでということは考えられるね。行政だけのことではない。もし、「行政の責務と役割」で論ずるのであれば、議会にもやはり起こさなければいけないということになるね。それはむしろ個人情報保護法のような世界、または、後で出てくるその他のようなところで論ずるか、それともここで項を起こすか。

区民委員の意見だと、これは「情報公開・個人情報保護」で項が立ち上がるのであれば、「行政の役割と責務」ではないのだから、第2項は「区は」でよいではないかというだね。

→区が委託した個人情報でいえば、その出すときに個人情報保護審議会というところで承認を得て出している。出したからといって、区の保護責任がないかといえば、それはもう区の保護責任のまま委託でいっているの、いわゆる行政機関は保護責任があるわけなので、委員がおっしゃっている区民の皆様の民の個人情報ということになってしまうと、そこは個人情報保護法ですとか、そういったジャンルの話でよいと思うので、委託しても行政機関は保護義務があって適切に管理するんだということであれば、「区の行政機関及び議会は」でよいのではという気がするが。(行政委員)

→委託された側の区民の立場にすると、その区民が持っている区の情報を、区民がきちんと管理しなければいけないというところを書き込まれたほうがよいと、言っているのだ。(議会委員)

→区というか、行政が持っている個人情報を民間に委託して、それで一般の区民がそれを保護しなければいけないということは、それは行政が持っている個人情報を行政が保護して適切に管理するということに、全部含まれるのではないかと思うのだけれども、行政が委託した相手を、ちゃんとそれは保護しなさいよということで管理しなければならないので、この文章にそういうのは全部含まれているのではないかと思うが、いかがか。(区民委員)

座長

・あえて言うのであれば、「区民の責務」のところあたりに書くというのはあるが、それを1本立てるほどではないかな。

→「適切に管理する」という言葉の一言で過ぎるのか、あるいは、この言葉をもうちょっと違った形で表現するのかということだと思うので、「区」を置きかえて、「区の行政機関及び議会は、その保有する個人情報を保護し、適切に管理するものとする」という言葉でよいのではないかというふうに考えている。(区民委員)

→この「情報公開・個人情報保護」という項を、「行政の役割と責務」とまた別立てでするのなら、もう1行、区民を入れるね。(区民委員)

座長

・しかし、個人情報の管理については、行政の仕事だよと言ってよいかもしれないが、情報公開については議会のところに項を起こさないと、行政だけの情報公開でよいかというのはありそうだ。だから、その手でいくか、先ほちょっと出た、これは項を起こして、議会も行政機関も該当する情報公開、個人情報保護の責任というふうにし、なおかつ言うならば、では住民、区民についてもその考え方を入れるということにするか。どうでしょう、今、御提案があったように、これは行政の役割のところに純化したほうがわかりよいのではないかという……

→項を起こした上で、この役割的には区の行政機関と議会ということで訂正させていただく。なかなかやりづらいというか、責務の求め方とかが難しいのかなというふうには思うが。（行政委員）

座長

・一応、「情報公開・個人情報保護」は項を起こすと。そうした上で、「区の行政機関及び議会は」という書き出しにし、第2項も「区の行政機関及び議会は、その保有する個人情報を保護し、適切に管理するものとする」と。なお、第3項として、区民の規範みたいなものを入れるかどうかは、最終までペンデよいのグと。ここではすぐは結論が出ない。全体のバランスで、先ほどあったが、「別に定めるところにより」というようなことでやるのかどうかも含めて、ペンデよいのグにせざるを得ない、したがって、6番を7番に、7番を8番にというような措置が必要かもしれない。

そもそもの5番の大きな、これは例えば章立てのときの章の名称などになる可能性があるが、「行政の役割と責務」と、ここはこれでよいのかというのがあるが。区長から入っているんだから、先ほど御指摘があったように、ここだけ「行政」と入れるのは何でだと、言う、では、議会のところを「立法」とかがあるから、そのバランスは書いているが、ここは「行政」とやったほうが、何か通りはよいような気はするね。

→文章の終わり方だが、以前、議会のところで「しなければならない」というような表現はやめようという中で、行政のところ若干残るのはしょうがないと思うが、例えば「区長は」というようなところでの「区政運営を行なわなければならない」とかというのは、もしかすると議員の職務と同じようにとらえるのであれば、「行う」というふうにとめてもよいのでは。（行政委員）

座長

・この分野では、「ねばならない」がちょっと多い。それは、「ものとする」にするか「行う」にするかというのはニュアンスがあるが、整理していく方向で確認しておくことにする。

事務局

・「情報公開・個人情報保護」の「権利を保証する」の「証」の字は、「障」に直します。

・レイアウトは、これから広報紙面になりますと多少組みかえがあり、特にタイトルのところとか、一応、事務局側で「（仮称）新宿区自治基本条例「骨子案」がまとまりました。」というタイトル、もっと適切な文言があるのかとか、その辺を検討していただければと思います。

副座長（議会）

・この一番左上の小さい字、「新宿区の自治の基本理念」云々「にあたって」。毎回、議論しているが、これでは読みにくいと、何か考えようということだった。例えば、文化芸術振興基本条例の場合は、基本条例作成に当たり意見をくださいと最初から入れたというのと、あとは、前の広報のときには、例えば「みんなで考えよう新宿のあした」ということで、そういうわかりやすい文章がないのかと。いつまでも「（仮称）新宿区自治基本条例骨子案」とやってというのが1つと、もう一つは、区民討議会に使った3世代のイラストを紙面の中に入れると、もっとやわらかくて読みやすくなるのではないかとこのところまでは議論したが、それ以上のお知恵はここでお願いします。

→最初に、今日、これを目にしたときに、「骨子案」というのがかたい。（区民委員）

副座長（議会）

・あの地域懇談会で最初に使った表現は何でしたっけ。10会場でやったとき。

・区民討議会は、「みんなで考えよう新宿のあした」なわけだ。だから、今度はもう「みんなでつくる新宿区の自治」と、そんなことで「自治基本条例に御意見ください」とか、何かそういうようなほうがよいけれども、だれか何かないか。

事務局

・御意見があれば事務局にいただいて、改めて次回、検討連絡会議の中で確定するということで。

座長

・区分H：条例の見直し等について、それぞれから御説明を願って議論する。

最初に、議会のほうから、白になっているところでだが。

→入れていないというだけで、出てきたらまた小委員会で議論するということになるろうかと思う。

（議会委員）

副座長（行政）

・資料8 - 2と資料9と2つ。資料8 - 2は、「条例の見直し」という観点からで、書いてあるとおりで、「区は、この条例の理念を踏まえ」——先ほどの「区は」の取り扱いはあるが、「この条例及び関連する諸制度の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする」といったところ。

副座長（区民）

・昨日、区民検討会議を行ったが、お示ししたとおり「教育」のことに关しては、一応、話し合いができた。「子ども」はまだ検討中で、その後、「国・他自治体との連携」ということと、それから検討項目の「進行管理委員会」という言葉をつくった。

座長

・では、最初に「条例の見直し」について、こういう規定を置くかどうか、あるいはほかでやられているように、3年とかといって区切って、「3年ごとに見直す」とかというのを入れるかどうかということだが、この条文でよいか。進行管理委員会の機能とかというのとも絡んでくるね。

副座長（議会）

・その議論を我々はやっていない。だから、たたき台のところで小委員会の内々の議論をやっておきますからという話で、まだ正直言って何も議論していないというところ。

座長

・これは、そんなに区民の権利にかかわるわけでもなく、いわば手続規定のようなものだから、少しそういう判断材料がそろったときに、入れる入れないも含めて議論するということにしよう。

では、これは一応そういうことで今回は置いておいて、資料9で示されているのは専門部会の案ですか。「国や他自治体との関係」、ちょっと説明を。

副座長（行政）

・先ほどの資料8 - 2、必ずしも置かなくてはいけないという考えではないが、置くとしたらというようなことでちょっと考えたところだ。

国や自治体等との関係だが、1つは、「区は、広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の地方公共団体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする」といったようなところ。考える中では、「自主性を保持しつつ」とかという言葉を使おうとか、「積極的な連携」を図ろうかというような話もちょうとあったが、「自主性」というよりは「対等な立場」といったようなところのほうがよいのかなといったようなところでこうした。

2点目は、「国際社会」の部分など、新宿区の特性なども踏まえということで、「区は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く他国の国民、政府等と連携を図り、相互に協力していくものとする」と、置いてみると、読んでみると当たり前のことではあるが。

副座長（区民）

・専門部会のほうのお示しいただいた内容と、区民検討会議のほうは余り遜色なく、同じような流れだ。

副座長

・専門部会案の、今の「国際社会に果たすべき役割を認識して」云々かんぬんというのは大変すばらしい文章だと思うが、何かを想定している、あるいは何かをやらなくてはいけないというふうに思って、こういうのを入れ込んだのか。なかなかないでしょう、こういう文章は。

→1つは、余り具体的にイメージしているわけではないが、やはり環境問題みたいな地球規模で考えなくてはいけないような課題もあって、そういったものなんかに視野を広げてという意味は、ある程度持たせたということだ。（行政委員）

副座長（区民）

・「（1）家庭、地域、学校、区等は、連携して教育環境を整えるよう努める」。「（2）家庭、地域、学校、区等は、自治の担い手を育む教育を行う」。「（3）区は、自治の担い手を育む教育を

行うための措置を講じる」というところで、ここで話し合いをしたのは、教育は学校や家庭だけで行われるものではなくて、地域とのかかわり合いも大切であるということは、その趣旨を盛り込もうということで考えた。また、自分たちで自分たちのまちをおさめていくという自治の担い手の意識が不可欠であるということがあって、そうした意識を持った人材の育成のためには、地域との連携も、区との連携も必要になる、この3つに分けて提案とした。区民検討会議で合意を得た。

副座長（議会）

・この網かけになっているところがあるよね、10から15。これは、どうするのか。どれとどれを前文に持ってきて、区民検討会議としては、これは項目として残すとかという、何かあったよね。

事務局

・区民検討会議事務局として。10から15及び20の各項目を検討した結果、最終的に条例に盛り込むべき事項として、「教育」と「子ども」だけを項立てました。前文等に何を持っていくというところは、今、過去の会議録、これまでの検討経過を踏まえて抽出しているところです。その結果を待って、区民検討会議で前文検討チームをつくりましたので、検討していきたいと考えております。

座長

・この「子ども」のところはまだけど、「教育」のところについて何か御質問、御意見があれば出しておいていただいたほうが.....。

→（１）と（２）に「区等」とあるが、これはどこを指しているのか。（議会委員）

→教育委員会とか教育に関する部分で、少し地域におりていないという話があって、ここは、一応、区及びその機関というか、全部含めてというふうな流れで考えている。だから、すべての、要するにここには学校、地域、家庭、それからすべての人たちが、みんなこういうところにかかわろうというふうな流れで表記しているつもりで、「区等」という言葉を使った。（区民委員）

→まさに市民主権と私たちが置くところに、多分、大きくこれは関係しているのだろうと思うが、ですから、三権分立プラス教育権利の独立という、そういった意味合いで地方政府の自治基本条例づくりの中に「教育」ということで、多分、入れられたんだと思う。（議会委員）

→簡単に言うと、やはり自治基本条例の中に盛り込む内容としては違和感があるのではないかという感じで、「教育環境を整える」というのは、別に自治基本条例で言わなくたって、これはみんなが進めなければだめなことだから、まさに理の当然だね。（議会委員）

→「区民の権利」で、「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」とあるが、それを担保する形で、この（３）の「区は、自治の担い手を育む教育を行うための措置を講じる」というのはとても大事だと思う。（区民委員）

→もう少しこの制度の趣旨普及みたいな項立てを起こして、広く地域やこの基本条例についての趣旨普及をみんなでしていかなければいけないというような別の発想でのくくり方もあるのかなと思う。（行政委員）

→別立てにするべきだ。学校で新宿区の何かを教えるという時間は本当になくて、そこは確保していないといけない部分だと思っている。それは、皆さんが思っていることとすごく近いと思うので、ただ、表現の仕方として、例えば（３）が子どもだけではなくて、大人も含めた区民の権利と通じる部分であるというのであれば、それはまた別で起こすべきだろうし、子どもに対してどうしてあげたいという部分は、「子どもの権利として、どういう教育を受ける権利があるのだ」、「子どもには何を言える権利があるのだ」という書き方で表現していくべきではないかなと。（議会委員）

座長

・骨子案作業チームで最初に乗り越えなければいけないのは、例えば憲法の中に書いていくときに、これは教育基本条例、あるいは福祉基本条例、住宅基本条例、雇用の基本条例もあってよいだろう、さまざまあるね。その中で、「教育」だけはここに書き込みたいのだ、あるいは書き込む必要があるのだということの説得力が、どうもこの辺はそこに引っかかっているのだと思う。

あと、（３）番の書き方は、このことを前提にして議論するということであれば、私だったら（３）番はこう書くなというのは、「（１）及び（２）を実現するために」というような書き方でよい。そうではないと、これは「自治の担い手を育む教育」というふうに、（２）番だけしか触れていないという弱さがあるよね。「（１）、（２）の理念を実現するため」とか、「（１）、（２）を実行するために」というようなことかなという感じはした。

事務局

・副座長会で、次回のテーマを担当する区分を設定しました。区分H、I、条例の見直し等になりますが、これはチーム1で担当していただきたいと。それから区分J、今のその他の領域ですが、それについてはチーム2で検討していただきたいと。そして、これから検討に入ります前文について、チーム3で担当していただきたいと、以上3つのチームに区分を設定させていただきました。

→今日の議論を踏まえると、もう最終的に文章法制をお任せいただくが、どの部分まで文章法制側の裁量権が生かされるのか、やや不安なところもあるので、なるべく我々が疑問に思ったところは、今後出していきたいと思うが、この部分を平仮名にするのか、例えば「また」という字を、「または」と言ったときに漢字表記なのか平仮名表記なのかという、そのぐらいでしたら十分お任せいただけたと思うが、この間の「公平・公正な」か「公平・公正に」かというようなところもあり、また、座長からも先般お話があったが、文章法制上のどうしても制約というのはあるということだけは御理解していただきたい。（行政委員）

座長

・了解した。それでは、事務局からの連絡事項というのはあるか。

事務局

・本日の議論を踏まえて、資料2と資料4、こちらのほうを修正させていただいて、パブリックコメントの資料として提示させていただきたいと思います。

次々回に向けですが、次々回、区民検討会議のほうでは区分のH、I、区分J、そしてその他の項目について、区民検討案がまとまる予定です。それらの検討経過、並びに今度、前文についての区民検討会議の検討チームが立ち上がりましたので、来週の月曜から前文に着手するということになりました。そちらのほうの検討経過も含めまして、次回の検討議題とさせていただきますと思います。

事務局

・条例骨子案の全体調整は、資料2の骨子案修正案文、まず3ページ目の「5 行政の役割と責務」、こちらの2つ目の「 」の部分の「行政の役割と責務」の題名が、「区の行政機関の役割と責務」。
、 の「区は」という主語が、「区の行政機関は」。 は、「区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として」という形で表現は修正いたします。4つ目の「 」の「行政運営」のタイトルが「区政運営」。これも、 、 、 の主語が、「区は」から「区の行政機関は」に変更し、
の「行政運営に適切に反映する」の部分は「区政運営に適切に反映する」と修正いたします。

その次の「 」ですが、「情報公開・個人情報保護」は、新たな項立てをいたし、「6 情報公開・個人情報保護」としまして、主語は 、 とも「区の行政機関及び議会は」で、 につきましては「保証」の「証」が「障」に変更、 につきましては「区の行政機関及び議会は、その保有する個人情報」を保護し」という表現を変更いたします。

「6 住民投票」が「7 住民投票」になります。「7 地域自治」が「8 地域自治」といたしまして、
の「区は」の主語が、「区の行政機関及び議会は」と修正いたします。あと、文章の終わりの表現の仕方は、今後整理していくということです。また、(2)の区分のH、I、Jにつきましては、今後引き続き、区民検討会議の案が出てきた段階で再度議論するということです。

事務局

・次回、6月29日になります。場所は、本日と同じ第2委員会室、時間も同じ6時半から開催したいと思います。

座長

・どうもお疲れさま。

閉会 午後 9時07分